

第29号議案

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例

(島根県手数料条例の一部改正)

第 1 条 島根県手数料条例 (平成12年島根県条例第 5 号) の一部を次のように改正する。

別表10の 3 の項を次のように改める。

10の 3 土壤汚染 対策法関係手数料	(1) 土壤汚染対策法 (平成14年法律第 53号。以下この項において「法」という。) 第22条第 1 項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可を受けようとする者	237,000円
	(2) 法第22条第 4 項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新を受けようとする者	203,000円
	(3) 法第23条第 1 項の規定に基づく汚染土壌処理業の変更の許可を受けようとする者	203,000円

別表29の項第 3 号イ中「460円」を「430円」に改める。

(島根県農業技術センター分析等手数料条例の一部改正)

第 2 条 島根県農業技術センター分析等手数料条例 (昭和26年島根県条例第67号) の一部を次のように改正する。

別表 1 の表 3 の項に次の 1 号を加える。

(5) ガスクロマトグラフ質量分析	1 試料につき 32,600円
-------------------	--------------------

別表 2 の表中 4 の項を 5 の項とし、 1 の項から 3 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表に 1 の項として次のように加える。

1 定性分析	ガスクロマトグラフ質量分析	1 試料につき 17,100円
--------	---------------	--------------------

(島根県畜産技術センター分析等手数料条例の一部改正)

第 3 条 島根県畜産技術センター分析等手数料条例 (平成 17 年島根県条例第 84 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「分析」の次に「、牛の体外受精卵の生産」を加える。

別表 2 の表を別表 3 の表とし、別表 1 の表の次に次の 1 表を加える。

2 牛の体外受精卵の生産

区 分	金 額	
^{ちつ} 経膈採卵による体外受精卵の生産	1 回につき	34,000円

(島根県家畜保健衛生所条例の一部改正)

第 4 条 島根県家畜保健衛生所条例 (昭和 44 年島根県条例第 41 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号及び別表第 7 中「体内受精卵」を「受精卵」に改める。

(島根県漁港管理条例の一部改正)

第 5 条 島根県漁港管理条例 (昭和 34 年島根県条例第 26 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 13 条関係)

占 用 の 形 態	占 用 料 の 額	占 用 料 の 額	
		ア	イ
荷さばき所、水産倉庫、漁船修理場、漁具干場、給水施設、給	1 平方メートル 1 年に	346円50銭	330円

油施設、製氷冷蔵施設、加工場、事務所又はこれらに類する施設の設置			つき		
起重機の設置			1基1年に	2,845円50銭	2,710円
砕氷塔（コンベアーを含む。）の設置			つき	6,520円50銭	6,210円
柱類の建設	電柱	第1種	1本1年に	556円50銭	530円
		第2種	つき	861円	820円
		第3種		1,155円	1,100円
	電話柱	第1種		504円	480円
		第2種		798円	760円
		第3種	1,050円	1,000円	
	その他の柱類			50円40銭	48円
管類の布設	外径0.07メートル未満の管類		長さ1メートル1年に つき	21円	20円
	外径0.07メートル以上0.1メートル未満の管類			30円45銭	29円
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満の管類			45円15銭	43円
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満の管類			59円85銭	57円
	外径0.2メートル以上0.3メートル未満の管類			90円30銭	86円

	外径0.3メートル 以上0.4メートル 未満の管類	115円50銭	110円
	外径0.4メートル 以上0.7メートル 未満の管類	210円	200円
	外径0.7メートル 以上1メートル未 満の管類	304円50銭	290円
	外径1メートル以 上の管類	598円50銭	570円
施設又は工作物の設置を伴わ ない場合	1平方メー トル1月に つき	31円50銭	30円

備考

- 1 漁港施設の占有面積が1平方メートル未満の端数であるとき、又は当該占有面積に1平方メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、1平方メートルとして計算する。
- 2 電柱（当該電柱に設置されている変圧器を含む。以下同じ。）、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）又はその他の柱類については、支柱及び支線もそれぞれ1本とみなし、H型のものは、柱類2本とみなす。
- 3 電柱及び電話柱における第1種とは、それぞれ3条以下の電線（当該電柱又は電話柱を設置するものが設置するものに限る。以下同じ。）を支持するものを、第2種とは、それぞれ4条又は5条の電線を支持するものを、第3種とは、それぞれ6条以上の電線を支持する

ものをいうものとする。

- 4 管類の布設延長が1メートル未満の端数であるとき、又は当該布設延長に1メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、1メートルとして計算する。
- 5 占用料の額が月額で定められている場合において、漁港施設の占用期間が1月未満であるとき、又は当該占用期間に1月未満の端数を生じたときは、当該端数は、それぞれ1月として計算する。
- 6 占用料の額が年額で定められている場合において、漁港施設の占用期間が1年未満の端数であるとき、又は当該占用期間に1年未満の端数が生じたときの占用料の額は、当該端数を暦により月に計算して得た月数（1月に満たない日数が生じたときは、1月とする。）に、この表に定める占用料の年額を12で除して得た額を乗じて得た額とする。

（島根県道路占用料徴収条例の一部改正）

第6条 島根県道路占用料徴収条例（昭和28年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		占用料				
		単位	所在地			
			ア		イ	
			市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域
法第32条第1項第1号に掲	第1種電柱	1本につき1年	630円	530円	661円50銭	556円50銭
	第2種電柱		970円	820円	1,018円50銭	861円

ける工 作物	第3種電柱		1,300円	1,100円	1,365円	1,155円
	第1種電話柱		560円	480円	588円	504円
	第2種電話柱		900円	760円	945円	798円
	第3種電話柱		1,200円	1,000円	1,260円	1,050円
	その他の柱類		56円	48円	58円80銭	50円40銭
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6円	5円	6円30銭	5円25銭
	地下電線その他地下に設ける線類	年	3円	3円	3円15銭	3円15銭
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	550円	470円	577円50銭	493円50銭
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	340円	290円	357円	304円50銭
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100円	950円	1,155円	997円50銭
郵便差出箱及び信書便差出箱		470円	400円	493円50銭	420円	
広告塔	表示面積1平方	2,000円	640円	2,100円	672円	

		メートル につき1 年					
	その他のもの	占有面積 1平方 メートル につき1 年	1,000円	950円	1,050円	997円50 銭	
法第32 条第1 項第2 号に掲 げる物 件	外径が0.07 メートル未満 のもの	長さ1 メートル につき1 年	24円	20円	25円20銭	21円	
	外径が0.07 メートル以上 0.1メートル未 満のもの		34円	29円	35円70銭	30円45銭	
	外径が0.1メー トル以上0.15 メートル未満 のもの		51円	43円	53円55銭	45円15銭	
	外径が0.15 メートル以上 0.2メートル未 満のもの		67円	57円	70円35銭	59円85銭	
	外径が0.2メー トル以上0.3 メートル未満 のもの		100円	86円	105円	90円30銭	

	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			130円	110円	136円50銭	115円50銭
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			240円	200円	252円	210円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			340円	290円	357円	304円50銭
	外径が1メートル以上のもの			670円	570円	703円50銭	598円50銭
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積	1平方メートル	1,000円	950円	1,050円	997円50銭
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	につき1年	Aに0.004を乗じて得た額		Aに0.0042を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額		Aに0.0063を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額		Aに0.0084を乗じて得た額	

	上空に設ける 通路		1,000円	430円	1,050円	451円50 銭	
	地下に設ける 通路		600円	210円	630円	220円50 銭	
	その他のもの		1,000円	950円	1,050円	997円50 銭	
法第32 条第1 項第6 号に掲 げる施 設	祭礼、縁日等 に際し、一時 的に設けるも の	占用面積 1平方 メートル につき1 日	20円	6円	21円	6円30銭	
	その他のもの	占用面積 1平方 メートル につき1 月	200円	64円	210円	67円20銭	
道路法 施行令 (昭和 27年政 令第 479 号。以 下 「令」 とい う。)	看板 (アー チであ るもの を除 く。)	一時的 に設け るもの	表示面積 1平方 メートル につき1 月	200円	64円	210円	67円20銭
		その他 のもの	表示面積 1平方 メートル につき1 年	2,000円	640円	2,100円	672円
	標識	1本につ	840円	760円	882円	798円	

第7条 第1号 に掲げ る物件	旗ざお	祭礼、 縁日等 に際 し、一 時的に 設ける もの	1本につ き1日	20円	6円	21円	6円30銭
		その他 のもの	1本につ き1月	200円	64円	210円	67円20銭
	幕(令 第7条 第2号 に掲げ る工事 用施設 である ものを 除く。)	祭礼、 縁日等 に際 し、一 時的に 設ける もの	その面積 1平方 メートル につき1 日	20円	6円	21円	6円30銭
		その他 のもの	その面積 1平方 メートル につき1 月	200円	64円	210円	67円20銭
	アーチ	車道を 横断す るもの	1基につ き1月	2,000円	640円	2,100円	672円
		その他 のもの		980円	320円	1,029円	336円

令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積 1平方メートルにつき1	200円	64円	210円	67円20銭
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		月	100円	95円	105円	99円75銭
令第7条第6号に掲げる施設	建築物	占用面積 1平方メートルにつき1	A に 0.014 を 乗じて得 た額	A に 0.018 を 乗じて得 た額	A に 0.0147 を 乗じて得 た額	A に 0.0189 を 乗じて得 た額
	その他のもの	年	A に0.01 を乗じて 得た額	A に 0.013 を 乗じて得 た額	A に 0.0105 を 乗じて得 た額	A に 0.01365 を乗じて 得た額
令第7条第9号に掲げる器具			A に0.025を乗じて 得た額		A に0.02625を乗じ て得た額	

備考

- 所在地とは、占用物件の所在地をいい、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。
- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置されている変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置するものが設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置するものが設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置するもの以外のものが当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

（島根県港湾施設条例の一部改正）

第7条 島根県港湾施設条例（昭和39年島根県条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条・第4条関係）

港湾施設 の種類	利用の形態		使用料の額		
				ア	イ
岸壁、棧 橋又は物 揚場	定期の客船、貨物船 又はフェリーボートの係留		1トン1日 につき	3円	3円15銭
	その他 船舶 の係 留	1係留12時間 以内の場合	1トンにつ き	4円65銭	4円88銭
		1係留12時間 を超え24時間 以内の場合		6円20銭	6円51銭
		1係留24時間 を超える場合		6円20銭に24 時間を超える 12時間までご とに3円10銭 を加算した額	6円51銭に24 時間を超える 12時間までご とに3円25銭 を加算した額
上屋	旅客 上屋	利用期間15日以下		1平方メー トル1日に つき	特等 22円 2等 5円
		利用期間16日以上30 日以下	15日までの 期間 1平 方メートル 1日につき	特等 22円 2等 5円	特等 23円10銭 2等 5円25銭
			16日以上の 期間 1平 方メートル	特等 44円 2等	特等 46円20銭 2等

			1日につき	10円	10円50銭	
	利用期間31日以上1年未満	15日までの期間	1平方メートルにつき	22円	23円10銭	
			2等	5円	5円25銭	
			16日から30日までの期間	1平方メートルにつき	44円	46円20銭
			2等	10円	10円50銭	
	利用期間1年	31日以上の期間	1平方メートルにつき	66円	69円30銭	
			2等	15円	15円75銭	
			1平方メートル1年につき	15,870円	16,663円50銭	
	貨物上屋	利用期間15日以下	1平方メートル1日につき	20円	21円	
			2等	10円	10円50銭	
	利用期間16日以上30日以下	15日までの期間	1平方メートル1日につき	20円	21円	
			2等	10円	10円50銭	
		16日以上の	1等		1等	

			期間 1 平方メートル 1 日につき	1 等 30円 2 等 15円	31円50銭 2 等 15円75銭
		利用期間31日以上 1 年未満	15日までの期間 1 平方メートル 1 日につき	1 等 20円 2 等 10円	1 等 21円 2 等 10円50銭
			16日から30日までの期間 1 平方メートル 1 日につき	1 等 30円 2 等 15円	1 等 31円50銭 2 等 15円75銭
			31日以上の期間 1 平方メートル 1 日につき	1 等 40円 2 等 20円	1 等 42円 2 等 21円
			利用期間 1 年	1 平方メートル 1 年につき	1 等 8,200円 2 等 4,500円
コンテナ上屋	荷さばき場	利用期間 1 月未満	1 平方メートル 1 日につき	18円	18円90銭
		利用期間 1 月以上	1 平方メートル 1 月につき	540円	567円
	事務所			1,360円	1,428円

	くん 蒸上 屋		くん蒸1回 につき	15,000円	15,750円
水中木材 整理場		利用期間2月以下	1月までの 期間 1平 方メートル 1月につき	13円	13円65銭
			1月を超え る期間 1 平方メー トル1月につ き	20円	21円
		利用期間2月を超え る期間	1月までの 期間 1平 方メートル 1月につき	13円	13円65銭
			1月を超え 2月までの 期間 1平 方メートル 1月につき	20円	21円
			2月を超え る期間 1 平方メー トル1月につ き	26円	27円30銭
野積	舗装	利用期間15日以下	10平方メー	甲港湾	甲港湾

場	野積場		トル1日につき	31円 乙港湾 20円	32円55銭 乙港湾 21円	
		利用期間16日以上	15日までの期間 10平方メートル 1日につき	甲港湾 31円 乙港湾 20円	甲港湾 32円55銭 乙港湾 21円	
			16日以上の期間 10平方メートル 1日につき	甲港湾 36円 乙港湾 25円	甲港湾 37円80銭 乙港湾 26円25銭	
		未舗装野積場	利用期間15日以下	10平方メートル1日につき	甲港湾 20円 乙港湾 10円	甲港湾 21円 乙港湾 10円50銭
				利用期間16日以上	15日までの期間 10平方メートル 1日につき	甲港湾 20円 乙港湾 10円
			16日以上の期間 10平方メートル 1日につき		甲港湾 25円 乙港湾 15円	甲港湾 26円25銭 乙港湾 15円75銭
	水中貯木場		1平方メートル1月につき	17円	17円85銭	
	冷凍コン		1個1時間	170円	178円50銭	

テナ電源施設				につき		
危険物置場				1平方メートル1月につき	甲港湾 62円 乙港湾 39円	甲港湾 65円10銭 乙港湾 40円95銭
移動式荷役機械	クレーン			1時間につき	11,650円	12,232円50銭
	フォークリフト				5,000円	5,250円
港湾施設用地	上屋、倉庫又はこれらに類する施設の敷地			1平方メートル1月につき	甲港湾 62円 乙港湾 39円	甲港湾 65円10銭 乙港湾 40円95銭
	柱類の建設	電柱	第1種	1本1年につき	甲港湾 630円 乙港湾 530円	甲港湾 661円50銭 乙港湾 556円50銭
			第2種		甲港湾 970円 乙港湾 820円	甲港湾 1,018円50銭 乙港湾 861円
			第3種		甲港湾 1,300円 乙港湾	甲港湾 1,365円 乙港湾

				1,100円	1,155円
		電話柱	第1種	甲港湾 560円	甲港湾 588円
				乙港湾 480円	乙港湾 504円
			第2種	甲港湾 900円	甲港湾 945円
				乙港湾 760円	乙港湾 798円
			第3種	甲港湾 1,200円	甲港湾 1,260円
				乙港湾 1,000円	乙港湾 1,050円
		その他の柱類		甲港湾 56円	甲港湾 58円80銭
				乙港湾 48円	乙港湾 50円40銭
	管類 の布 設	外径0.07メー トル未満の管 類	長さ1メー トル1年に つき	甲港湾 24円	甲港湾 25円20銭
				乙港湾 20円	乙港湾 21円
		外径0.07メー トル以上0.1 メートル未満 の管類		甲港湾 34円	甲港湾 35円70銭
				乙港湾 29円	乙港湾 30円45銭
		外径0.1メート ル以上0.15		甲港湾 51円	甲港湾 53円55銭

	メートル未満の管類		乙港湾 43円	乙港湾 45円15銭
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満の管類		甲港湾 67円 乙港湾 57円	甲港湾 70円35銭 乙港湾 59円85銭
	外径0.2メートル以上0.3メートル未満の管類		甲港湾 100円 乙港湾 86円	甲港湾 105円 乙港湾 90円30銭
	外径0.3メートル以上0.4メートル未満の管類		甲港湾 130円 乙港湾 110円	甲港湾 136円50銭 乙港湾 115円50銭
	外径0.4メートル以上0.7メートル未満の管類		甲港湾 240円 乙港湾 200円	甲港湾 252円 乙港湾 210円
	外径0.7メートル以上1メートル未満の管類		甲港湾 340円 乙港湾 290円	甲港湾 357円 乙港湾 304円50銭
	外径1メートル以上の管類		甲港湾 670円 乙港湾 570円	甲港湾 703円50銭 乙港湾 598円50銭
	看板等の設置	表示面積 1	4,400円	4,620円

		平方メートル 1年につき		
--	--	-----------------	--	--

備考

- 1 船舶のトン数は、総トン数による。ただし、総トン数の不明な船舶については、知事が別に定める。
- 2 船舶のトン数に1トン未満の端数が生じたときは、当該端数は、1トンとして計算する。
- 3 港湾施設の利用面積が1平方メートル未満の端数であるとき、又は当該利用面積に1平方メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、1平方メートルとして計算する。ただし、野積場の利用面積が10平方メートル未満の端数であるとき、又は当該利用面積に10平方メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、10平方メートルとして計算する。
- 4 上屋のうち、特等とは昭和56年度以降に供用を開始するものとし、1等とは昭和50年度から昭和55年度までに供用を開始したものとし、2等とは昭和49年度以前に供用を開始したものとする。
- 5 甲港湾とは、松江港、浜田港、安来港、河下港及び江津港とし、乙港湾とは、甲港湾以外の港湾とする。
- 6 電柱（当該電柱に設置されている変圧器を含む。以下同じ。）、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）又はその他の柱類については、支柱及び支線もそれぞれ1本とみなし、H型のものは、柱類2本とみなす。
- 7 電柱及び電話柱における第1種とは、それぞれ3条以下の電線（当該電柱又は電話柱を設置するものが設置するものに限る。以下同じ。）を支持するものを、第2種とは、それぞれ4条又は5条の電線

を支持するものを、第3種とは、それぞれ6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 8 管類の布設延長が1メートル未満の端数であるとき、又は当該布設延長に1メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、1メートルとして計算する。
- 9 表示面積とは、看板等の表示部分の面積をいうものとし、当該面積が1平方メートル未満の端数であるとき、又は当該面積に1平方メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、1平方メートルとして計算する。
- 10 港湾施設の利用期間が時間、日又は月で定められている場合において、当該利用期間が1時間、1日又は1月未満の端数であるとき、又は当該利用期間に1時間、1日又は1月未満の端数を生じたときは、当該端数は、それぞれ1時間、1日又は1月として計算する。
- 11 港湾施設の利用期間が年で定められている場合において、当該利用期間が1年未満の端数であるとき、又は当該利用期間に1年未満の端数が生じたときの使用料の額は、当該端数を暦により月に計算して得た月数（1月に満たない日数が生じたときは、1月とする。）に、この表に定める使用料の年額を12で除して得た額を乗じて得た額とする。

（島根県空港条例の一部改正）

第8条 島根県空港条例（昭和40年島根県条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「55円65銭」を「45円15銭」に、「53円」を「43円」に改める。

（島根県立都市公園条例の一部改正）

第9条 島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

区 分		単 位	占 用 料			
			ア		イ	
			市部	町村部	市部	町村部
電柱、電 話柱その 他これら に類する もの	H柱及び人 形柱	1年1本 につき	3,000円	3,000円	3,150円	3,150円
	その他の柱 及び支線		1,500円	1,500円	1,575円	1,575円
変圧塔その他これに類 するもの		1年1平 方メー トルにつ き	880円	880円	924円	924円
ハンドホール及びマン ホール		1年1個 につき	3,000円	3,000円	3,150円	3,150円
水道管、 下水道 管、ガス 管その他 これらに 類するも の	外径が0.07 メートル未 満のもの	1年1 メートル につき	24円	20円	25円20銭	21円
	外径が0.07 メートル以 上0.1メー トル未満の もの		34円	29円	35円70銭	30円45銭
	外径が0.1 メートル以 上0.15メー トル未満の もの		51円	43円	53円55銭	45円15銭

外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	67円	57円	70円35銭	59円85銭
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	100円	86円	105円	90円30銭
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	130円	110円	136円50銭	115円50銭
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	240円	200円	252円	210円
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	340円	290円	357円	304円50銭
外径が1メートル	670円	570円	703円50銭	598円50銭

	以上のもの					
郵便差出箱及び信書便差出箱	1年1個につき	470円	400円	493円50銭	420円	
公衆電話所		1,100円	950円	1,155円	997円50銭	
その他のもの	1日10平方メートルにつき	39円	39円	40円95銭	40円95銭	

備考

- 1 1年を単位として計算する場合において、占用の期間が1年に満たない端数であるとき、又は1年に満たない端数を生じたときは当該端数を1年とし、1日を単位として計算する場合において、占用の期間が1日に満たない端数であるとき、又は1日に満たない端数を生じたときは当該端数を1日とする。
- 2 1平方メートルを単位として計算する場合において、面積が1平方メートルに満たない端数であるとき、又は1平方メートルに満たない端数を生じたときは当該端数を1平方メートルとし、10平方メートルを単位として計算する場合において、面積が10平方メートルに満たない端数であるとき、又は10平方メートルに満たない端数を生じたときは当該端数を10平方メートルとする。
- 3 1メートルを単位として計算する場合において、長さが1メートルに満たない端数であるとき、又は1メートルに満たない端数を生じたときは、当該端数を1メートルとする。
- 4 市部又は町村部の区分は、年度の初日における区分によるものとする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条の規定は、それぞれ規則で定める日から施行する。